

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第36号

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例（平成17年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p><b>第4条</b> 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に<u>静岡県立富士見学園</u>（以下「富士見学園」という。）の管理に関する業務を行わせるものとする。</p> <p>2 前項の<u>富士見学園</u>の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p><b>第5条</b> 前条第1項の規定による指定は、<u>富士見学園</u>の管理を行おうとするものの申請によ</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p><b>第4条</b> 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に<u>県立障害者支援施設</u>の管理に関する業務を行わせるものとする。</p> <p>2 前項の<u>県立障害者支援施設</u>の管理に関する業務のうち、<u>静岡県立富士見学園</u>（以下「富士見学園」という。）に係るものの範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><b>3</b> <u>第1項の県立障害者支援施設の管理に関する業務のうち、静岡県立浜松学園</u>（以下「浜松学園」という。）に係るものの範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条第2号ア及びイの規定による利用の承認</u></p> <p>(2) <u>前号の利用の承認を受けた者に対して施設入所支援又は就労移行支援を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>措置決定を受けた者に対して更生援護を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>浜松学園の維持管理に関する業務</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、浜松学園の管理に関して知事が必要と認める業務</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p>
<p><b>第5条</b> 前条第1項の規定による指定は、<u>富士見学園</u>の管理を行おうとするものの申請によ</p>	<p><b>第5条</b> 前条第1項の規定による指定は、<u>県立障害者支援施設</u>の管理を行おうとするものの</p>

り行うものとする。

2 (略)

(指定管理者の指定)

**第6条** 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に富士見学園の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、第3条第1号に規定する入所資格等を有する者の平等な利用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、富士見学園の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3)・(4) (略)

**附 則**

(経過措置)

2 (略)

3 前項の場合において、第8条の規定は適用しない。

申請により行うものとする。

2 (略)

(指定管理者の指定)

**第6条** 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に県立障害者支援施設の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、第3条に規定する利用資格を有する者の平等な利用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、県立障害者支援施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3)・(4) (略)

**附 則**

(経過措置)

2 (略)

3 第4条第1項の規定による指定（静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡県条例第36号）附則第2項の規定に基づいて行う同条第1項の規定による指定を含む。）を行うことのできなかつた場合における浜松学園の管理に関する業務（同条第3項各号に掲げる業務に係るものに限る。以下同じ。）は、同条第1項の規定による指定が行われ、当該指定に係る指定管理者が浜松学園の管理に関する業務を行うまでの間、同項の規定にかかわらず、知事が行うものとする。

4 前2項の場合において、第8条の規定は適用しない。

(静岡県立磐田学園に関する特例)

4 (略)

(静岡県立磐田学園に関する特例)

5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。